

令和8年度副業・兼業人材活用事業費補助金について

【説明の内容】

- 1 補助事業の概要
- 2 県への提出様式
- 3 F A Q



1 補助事業の概要

(1) 目的

県内事業所の経営体質の強化、本県の産業振興及び関係人口創出に資するため、
県内の事業主が、**県外に居住している副業・兼業人材を受け入れる際に必要な経費**
の一部を県が支援するものです。

(2) 対象事業者

次のア～オに掲げる要件をすべて満たす事業主であること。

ア 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業若しくは同項第3号に規定
する中小企業者と同規模の医療法人又は社会福祉法人であること。

イ 県内に事業所を有すること。

ウ 県税に未納がないこと。

エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号に規
定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

オ **初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材** **(◆)**
と契約を締結し、かつ契約期間が6か月以内であること。

次ページ参照

1 補助事業の概要

(◆) 「副業・兼業人材」とは、次の①～④に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① **県外に居住し、県外の事業所**（補助事業者と同一の事業主でないこと。）**で就業**している者であること。
- ② 就業開始時において、事業主が求めるスキルについて**5年程度の職業経験**を有する者であること。
- ③ **岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点と民間人材ビジネス事業者の連携**による**仲介**によって県内事業所で従事する者であること。
- ④ 県内事業所と雇用契約又は業務委託契約等を締結し業務に従事する者であること。

1 補助事業の概要

(3) 対象経費及び補助額

対象経費	補助額
① 民間人材ビジネス事業者へ支払う 紹介手数料 ② 副業・兼業人材が県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合の事業主が負担した以下の経費 ▶ 交通費 （往復1万円未満は対象外） ▶ 宿泊費 （上限9,800円／1泊） ③ 副業・兼業人材へ支払う 報酬	対象経費の 8/10以内 の額 上限：50万円 （千円未満切捨て）

※ 交通費及び宿泊費は、県の一般職の職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とします。

(4) 補助条件等

ア 補助金の申請は、当該年度において**1事業主当たり1人**を限度とし、申請回数は**1回限り**とすること。

イ 副業・兼業人材と雇用契約又は業務委託契約等を締結し就業させること。

ウ 事業開始年度において事業主が負担した費用であること。

エ 本補助金とは別に、補助対象経費に対する補助金を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、本補助金の対象とならないものとする。

1 補助事業の概要

(5) 申請期間

令和8年4月1日から令和9年2月末日まで

(注、上記期間であっても**予算の上限額に達した時点で募集を停止します。**)

(注、**県の交付決定前に支払った費用については補助対象となりません。**)

予算執行率 (6/30現在)

執行済 14.5%

予算残 85.5%

(6) 申請先

県商工観光労働部 定住推進・雇用労働室 雇用推進担当 ▶ **担当 日向（ひなた）**

〒020-8570 盛岡市内丸10-1（電話：019-629-5591）

メールアドレス：k-hinata@pref.iwate.jp

 **お願い**
申請書類の送付や持参の前に、
必ず事前にメールにより、
担当のチェックを受けてください。

(7) その他

ア 交付決定後に事業内容を変更する場合は、**変更前に必ず**、上記担当まで連絡してください。（**変更後の事後連絡はNG**）

イ 令和3年10月1日以降、**申請書類において押印は不要**ですが、事業完了後に提出する**請求書には押印を求める場合があります。**

よくある質問を記載

様式第1号

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

副業・兼業人材活用事業費補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、申請します。
なお、提出書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

事業費総額	様式第3号の合計額
交付申請額	上記額の8/10の額（上限50万円）

- 【提出書類】 ※個人情報等を県に提出することについては、本人の同意を得ること。
- ☐ 申請者概要（様式第1号別紙）
 - ☐ 事業実施計画書（様式第2号）
 - ☐ 副業・兼業人材の履歴書・職務経歴書の写し
 - ☐ 申請者の沿革及び事業概要が分かる書類（会社案内等）
 - ☐ 事業収支予算書（様式第3号、様式第3号別紙）
 - ☐ 納税証明書（県税に滞納のないことの証明）（提出日において発行日から1か月以内のもの）
 - ☐ 雇用契約書又は業務委託契約書の写し
 - ☐ 副業・兼業人材の住民票の写し
 - ☐ 補助金振込希望口座の通帳の写し
- 【誓約事項】 ※該当する項目にチェック印（？）を入れること。
- ☐ 役員等（事業主が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、事業主が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - ☐ 初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材と契約を締結し、かつ契約期間が6か月以内である補助事業者であること。

連絡担当者

住 所	〒
所属・氏名	
連絡先	TEL FAX
E-mail	※パソコンからのメールを受信できるアドレスを記載してください。

様式第1号別紙

申 請 者 概 要

本社の所在地	〒
代表者氏名	
支店等の数	支店等の数（ ） うち岩手県内にある支店等の数（ ）
創立年月日	
法人化年月日	
業 種	
主な事業内容 主要商品	
従業員数	人（うち正社員 人）
主要取引先	
消費税及び地方消費税の課税事業者又は 免税事業者	課税事業者 ・ 免税事業者
労働保険・社会保険※	（ ）加入している ・ 加入していない

※一部の保険に加入している場合は、加入しているものを（ ）内に記載してください。

平日日中に連絡がつきやすい番号

2 県への提出様式

様式第2号

事業実施計画書

1 副業・兼業人材を採用して行う事業の概要	(1) 自社の今後の事業計画と人材採用の関係（人材採用の必要性）	
	(2) 上記事業のため、事業主が求める人材の経験・スキル	
	(3) 就業開始時における人材の配属先及び役職	
	配属先事業所の所在地	(〒 -)
	配属部署・役職	
2 副業・兼業人材の経歴	(1) 氏名（ふりがな）	
	(2) 生年月日	年 月 日（歳）
	(3) 就業前の人材の勤務地及び居住地（都道府県名）	
	勤務地：（ ）	居住地：（ ）
	(4) 概要（人材が有するスキル、職業経験の内容及び経験年数） （履歴書・職務経歴書等の写しを添付すること）	
3 副業・兼業人材との契約	契約形態 ・雇用契約 ・業務委託契約等 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
4 利用した民間人材ビジネス事業者（岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点と下記企業の連携による仲介に限る。） 企業名：		
5 補助金の申請金額	様式第3号 副業・兼業人材活用事業費補助金事業収支予算書記載のとおり。	
■処理欄 ※この欄には記入しないでください。 補助金交付要綱第2（3）の該当の有無 有 ・ 無 初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材と契約を締結し、かつ契約期間が6か月以内である補助事業者の該当の有無 有 ・ 無 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点へ確認→ 年 月 日 確認		

別途添付する契約書と日付は一致

2 県への提出様式

様式第3号

副業・兼業人材活用事業費補助金事業収支（予算・決算）書

1 資金調達内訳	
区 分	金 額 備 考
自 己 資 金 等	補助金8/10以外の額
そ の 他	円
本 補 助 金	円 下記2の合計額の8/10以下とし、上限500千円とする。（千円未満切捨て）
合 計	円

2 副業・兼業人材に係る資金支出内訳	
区 分	金 額 備 考
民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料	契約書や請求書の信憑書類も要提出
交 通 費	円
宿 泊 費	円
副業・兼業人材へ支払う報酬	備考欄に計算式を記入ください。 例) ●円×6月
合 計	円

※ 1回の往復交通費が1万円未満の場合は対象外とする。なお、交通費は最も経済的な通常の経路及び方法による経費とする。
※ 交通費、宿泊費を申請する場合、収支予算書にあっては様式第3号別紙を添付すること。

様式第3号別紙

積 算 内 訳

交通費	交通機関名	出発地	到着地	往復運賃（円）
	交通費小計 (a)			円
宿泊費	就業回数 (b)			回
	交通費合計 (a) × (b) = ①			円
	宿泊施設名			
	宿泊費 (c)			円／泊
	宿泊回数 (d)			回
	宿泊費計 (c) × (d) = ②			円
	補助対象経費合計 = ① + ②			円

様式第4号

作成する前に、必ず県担当者へ事前連絡

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

副業・兼業人材活用事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付指令第 号で補助金の交付の決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により承認を申請します。

記
(1) 変更（中止・廃止）の内容

(2) 変更（中止・廃止）の理由

(3) 変更（中止・廃止）の年月日

注) 変更の場合は、事業実施計画書（様式第2号）、事業収支予算書（様式第3号）及び積算内訳（様式第3号別紙）を添付すること。その際、変更前と変更後が容易に比較対照できるよう、変更に係る部分について二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
その他、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付すること。

様式第5号

原則、実績報告書（第6号）と一緒に要提出

年 月 日

岩手県知事 様

請求書のみ、要押印

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

副業・兼業人材活用事業費補助金請求書

年 月 日付指令第 号で補助金の交付の決定の通知があった標記補助金について、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を請求します。
なお、提出書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

交 付 決 定 額	円	
請 求 額	円	
銀行名	銀行	支店・支所
補 助 金 振 込 先	預金種目及び口座番号	
	口座名義（フリガナ）	

【提出書類】

- ☐ 事業実施報告書（様式第6号）
- ☐ 事業収支決算書（様式第3号）
- ☐ 支出明細報告書（様式第7号）
- ☐ 民間人材ビジネス事業者との契約書の写し
- ☐ 補助事業者が負担した交通費及び宿泊費を証明する書類
- ☐ 民間人材ビジネス事業者に支払った紹介手数料の領収書等の写し
- ☐ その他補助金の交付額確定に必要な書類

2

兼業・副業人材との契約満了後、速やかに提出

事業実施報告書

1	副業・兼業人材の概要	(1) 氏名(ふりがな)		
		(2) 生年月日	年 月 日 (歳)	
		(3) 事業実施計画書1(2)に係る業務の経験年数		
		(4) 配置先及び役職		
2	副業・兼業人材との契約	配属先事業所の所在地	(〒 -)	
		配属部署・役職		
		契約形態	・雇用契約	・業務委託契約等
		契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (雇用契約書又は業務委託契約書等の写しを添付すること)	
3	人材を就業させて行った事業及びその実績			
※ 参考資料を添付するなど詳細に記載すること。				

領収書や振込証明書などの信憑書類も要提出

支出明細報告書

従事日	交通機関名	出発地	到着地	往復運賃（円）
	交通費合計…①			円
	宿泊費…②			円
	合計＝①＋②			円
従事日	交通機関名	出発地	到着地	往復運賃（円）
	交通費合計…①			円
	宿泊費…②			円
	合計＝①＋②			円
従事日	交通機関名	出発地	到着地	往復運賃（円）
	交通費合計…①			円
	宿泊費…②			円
	合計＝①＋②			円
従事日	交通機関名	出発地	到着地	往復運賃（円）
	交通費合計…①			円
	宿泊費…②			円
	合計＝①＋②			円
補助対象経費合計				円

2 県への提出様式

様式第8号

前金払は多くは想定しておりませんが、
請求される場合は、要事前相談

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

副業・兼業人材活用事業費補助金前金払請求書

年 月 日付指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった標記補助金について、前金払を受けたいので次のとおり請求します。

なお、提出書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

交 付 決 定 額	円
請 求 額	円
前金払を請求する理由	
補 助 金 振 込 先	銀行名 銀行 支店・支所 預金種目及び口座番号 口座名義 (フリガナ)

【提出書類】

- ☐ 事業収支予算書（様式第3号）
- ☐ 民間人材ビジネス事業者との契約書の写し
- ☐ 民間人材ビジネス事業者に支払った紹介手数料の領収書等の写し

3 F A Q

No.	Question	Answer
1	事業主が求めるスキルとして必要な資格を有していれば、5年程度の職業経験は有していなくてもよいのか。	必要な資格を有していても、5年程度の職業経験を有することが必要です。
2	事業主を一にするA社及びB社がある。B社の他県事業所で勤務している者を、A社の県内事業所の事業を兼務させる場合、本補助金の対象となるか。	県内外を問わず兼務を認めていないことから、対象となりません。
3	県内のA社で勤務している者が、県内のB社（A社とは事業主が異なる全くの別会社）で副業・兼業する場合、本補助金の対象となるか。	副業・兼業人材は県外に居住している必要があるため、対象となりません。
4	NPO、社団法人、財団法人は本補助金の対象となるか。	対象となりません。
5	中小企業基本法第2条第1項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人又は社会福祉法人とは、どのような者か。	次の①または②の基準により判断します。①出資金がある場合は、出資の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下である者は補助対象となります。②出資金がない場合は、常時使用する従業員の数が100人以下である者は補助対象となります。

3 FAQ

No.	Question	Answer
6	補助金交付申請前に業務委託契約等を締結していた場合、本補助金の対象となるか。	補助金交付要綱に定める各要件、条件等を満たしていれば対象となります。ただし、令和7年度以前に、業務委託契約等を締結した場合については対象となりません。
7	補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。	交付決定することはできません。
8	初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材と契約を締結し、かつ契約期間が7ヶ月だった場合、最初の6ヶ月に要する経費の10分の8の補助を受けることができるか。	できません。対象経費の10分の8の補助を受ける者は次の①②の両方を満たす必要があります。 ① 初めて岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材と契約を締結すること ② ①の契約期間が6ヶ月以内であること
9	過去に県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じずに副業・兼業人材と契約をし、かつ契約期間が6ヶ月以内の契約をした実績があり、今回初めて拠点を通じて、副業・兼業人材と契約をし、かつ契約期間が6ヶ月以内の契約をした場合、補助を受けることができるか。	補助を受けることができます。

3 F A Q

No.	Question	Answer
10	過去に岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業人材以外の人材と契約をした実績があり、今回岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、初めて副業・兼業人材と契約をし、かつ契約期間が6ヶ月以内の契約をした場合、補助を受けることができるか。	補助を受けることができます。
11	補助金請求はいつ行うのか。	事業を完了した日から30日を経過した日又は令和9年3月15日のいずれか早い日までです。事業を完了した日とは、副業・兼業人材との業務委託契約等締結期間が終了し、かつ補助対象となる経費の支出がすべて完了した日のことを指します。
12	補助金請求時に提出する書類の中で、「その他補助金の交付額確定に必要な書類」とあるが、こういったものを提出するのか。	県が交付額を確定する際、補助金交付要綱別表2で定める書類のみでは不十分な場合、追加資料を提出していただきます。別途、県から事業主へ提出を依頼します。
13	支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合支給対象となるのか。	支出が確認できませんので、理由の如何を問わず当該部分については支給できません。

3 F A Q

No .	Question	Answer
14	補助対象経費が紹介手数料のみの場合、前金払を認めない理由は何か。	A11に記載のとおり、紹介手数料のみを申請した場合、事業を完了した日は、「事業主から民間人材ビジネス事業者に紹介手数料を支払った日」となります。この日をもって補助金請求書（様式第5号）及び事業実施報告書（様式第6号）の提出期が到来することから、前金払の趣旨にそぐわないため、認めていません。
15	交通費及び宿泊費の前金払を認めない理由は何か。	交通費及び宿泊費は、県の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年3月30日条例第14号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額を補助対象とし、事業を完了した日の実績により判断するため、認めていません。
16	本補助金は令和9年度以降も実施するの か。	未定です。現段階では、令和8年度限りとなっています。



～終わりに～

岩手県では、令和8年度予算を前年度から拡充して本事業を実施しており、今年度は年度当初より非常に多くのお問い合わせをいただいております。

お問い合わせには順次回答しておりますので、恐れ入りますが、今しばらくお待ちいただけますようお願い申し上げます。

なお、**お問い合わせや各様式をご提出いただいてから2週間程度が経過しても県からの返信がない場合は**、メールの送信エラー等の可能性がございますので、その際はお手数ですが、**お電話にてお問い合わせください。**

令和8年度補助事業の円滑な実施に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岩手県 兼業副業 補助金

検索



【問い合わせ先】

岩手県 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 雇用推進担当
〒020-8570 盛岡市内丸10-1

TEL：019-629-5591 または MAIL：k-hinata@pref.iwate.jp

